

平成30年8月1日

## 地域企業共同研究等推進・事業化サポート2018募集について

熊本創生推進機構長

松本 泰道

熊本創生推進機構イノベーション推進部門(以下、熊本創生推進機構という。)では、教員と企業との共同研究等の産学連携による社会貢献を支援しており、特に地域企業との連携を推進しています。

地域の中小企業では研究予算が限られ、共同研究等を行う際に十分な検討が行われないケースや実施そのものがためられるケースがあります。そこで今回、熊本創生推進機構では**地域の中小企業との共同研究等の実施を推進するため「熊本県内の中小企業と共同研究等を実施する際に資金的支援」**を下記要領で行います。

共同研究等を検討しているが資金面で苦慮されている方、地域企業との共同研究等で製品実用化の検討を行いたい予算が足りない等、該当される方はぜひとも本支援制度をご活用ください。なお、応募者多数の場合には審査により採択の可否を決定します。

### 【支援対象】

熊本大学所属教員(※1)が研究代表者の熊本県内の中小企業(※2)との共同研究・受託研究(※3)

### 【支援プラン】

A. 「共同研究等実施サポートプラン」 募集件数 6件

地域の中小企業と共同研究等実施に対し、平成30年度の受入れ研究経費を上限とし、最大50万円

B. 「産業化・製品化サポートプラン」 募集件数 若干件

共同研究の成果等を事業化・製品化する際の試作品製造や評価に必要な資金、最大100万円

### 【募集時期】

A. 平成30年8月1日(水)～9月14日(金) 正午締切

B. 平成30年8月1日(水)～9月14日(金) 正午締切(一次募集)

### 【応募条件】

A. 平成30年9月28日までに共同研究等が開始されること(受入部局へ企業等からの申込書が提出されていること)。または、採択時(10月1日予定)に、共同研究等が継続されていること。

B. 申請時に共同研究(※3)が実施されていること(企業との共同研究契約が締結されていること)

### 【応募方法】

A. 申請書\_様式1を熊本創生推進機構宛てに送付。

B. 申請書\_様式2及び経費に係る見積書を熊本創生推進機構宛てに送付。

#### 【支給時期と方法】

- A. 採択され、共同研究等の契約が締結された後に配当。ただし、熊本創生推進機構で経理処理
- B. 採択後、実施計画書が承認された後に配当。ただし、熊本創生推進機構で経理処理。

※いずれも審査により採択金額の変更や採択条件が付される場合があります。

※平成30年度予算です。経理処理の都合により平成31年2月28日を執行期限とし、残予算は失効とします。

※いずれも移算ではありません。

#### 【経費の使途】

- A. 校費と同様の範囲。ただし、事務用品代、旅費および学会参加費を除く。
- B. 試作物の原材料購入、加工・評価に係る経費。

#### 【採択者の義務】

- ・事業終了後、平成31年4月30日までに報告書（別途様式）を提出。
- ・展示会等への出展協力（平成31年2月27日にグランメッセで開催する「くまもと産業復興プロジェクトフォーラム」には、出展もしくはポスター展示をお願いします。）

#### 【その他制限事項】

- ・重複申請について

原則、企業、研究者のいずれも重複は認めない。ただし、担当研究室および研究テーマが異なる場合には、企業の重複を認める。

- ・連続申請について

同一の企業、研究者からの同一テーマ（審査会で類似と判断された場合も含む）の連続申請は2年までとする。  
なお、同一の研究グループは、同一の研究者とみなす。

- ・試作物について

本事業にて試作した物品・試薬・プログラム等は熊本大学に帰属します。評価や試用以外での利用はできませんが、有体物として研究・評価目的で連携企業への提供は可能ですので、ご相談ください。

- ※1 本事業期間中、熊本大学の常勤教員であることが確実であること。
- ※2 実連携先が熊本県内の事業所であること（連携事業所が県外の場合は対象となりません）。中小企業庁で定義される「中小企業」であること。公的機関等は対象としません。
- ※3 事業化支援では受託研究は対象としません。

問い合わせ先・申請書送付先 メールアドレス： sangaku-renkei@jimu.kumamoto-u.ac.jp 電話番号：内線 3145 担当者：熊本創生推進機構 イノベーション推進部門 松浦・和田
--